



千葉市

記者発表資料

平成31年2月27日

【行政処分・返還請求関係】

保健福祉局高齢障害部介護保険事業課

電話 245-5254 内線 2645

【生活保護関係】

保健福祉局保護課

電話 245-5108 内線 2686

指定居宅介護支援事業所の処分について

千葉市では、介護保険法及び生活保護法に基づく監査により、市内指定居宅介護支援事業所（いわゆるケアマネ事業所）に運営基準違反が認められたため、新規利用者の受入停止（6か月）等の処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業所

(1) 名称

ハーモニー介護ステーション

(2) 所在地

中央区松波4-20-4 三枝ビル2F

(3) サービス種別

居宅介護支援

(4) 事業所指定年月日

平成24年1月1日

(5) 運営事業者

株式会社ハーモニー（中央区松波4-20-4 三枝ビル2F）

代表取締役 やまき たかし 山木 隆

2 行政処分の内容等

(1) 処分内容

ア 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の行政処分

指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止及び介護報酬の請求上限を7割に制限（6か月間））

イ 生活保護法に基づく指定介護機関の行政処分

指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止及び介護報酬の請求上限を7割に制限（6か月間））

(2) 処分日

平成31年2月27日（水）

(3) 処分理由

当該事業所は、平成27年4月～平成29年12月の利用分について、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際に必要な記録を作成していない等、市が定める運営基準に違反する行為が認められた。この場合、介護報酬を減額して請求しなければならないが、所定の減算を行わずに介護報酬を請求したため。

(4) 行政処分の効力発生日及び利用者への影響

平成31年3月1日（金）（当該事業所と契約している現利用者への影響はない）

3 減算に相当する報酬額の返還（介護保険法に基づくもの）

平成27年4月～平成29年12月の利用分で減算すべき額、8,561,123円は既に請求済みである。